

議案第28号

備前市営バス運行事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について

備前市営バス運行事業に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成31年2月26日提出

備前市長 田原隆雄

備前市条例第 号

備前市営バス運行事業に関する条例の一部を改正する条例

備前市営バス運行事業に関する条例(平成19年備前市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

片上和気線	片上から伊部を経由して和気駅までの間
-------	--------------------

第5条第1項に次のただし書を加える。

ただし、片上和気線においては、和気町が発行する定期乗車券又は回数乗車券を利用することができる。

第5条第2項第1号中「受けている者」の次に「、昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知により療育手帳の交付を受けている者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者」を加え、同項第2号を次のように改める。

(2) 前号に該当する者の付添者(1人に限る。)

別表第1中

「 一般フリー定期乗車券	1月定期	4,800円
--------------	------	--------

	3月定期	13,200円	を
	6月定期	24,000円	

「一般フリー定期乗車券	1月定期	4,800円	に
	3月定期	13,200円	
	6月定期	24,000円	
片上和気線定期乗車券	1月定期	2,400円	
	3月定期	6,600円	
	6月定期	12,000円	

改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第28号参考資料

備前市営バス運行事業に関する条例新旧対照表

改正案	現行										
<p>(運走路線)</p> <p>第2条 市営バスの運走路線は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="475 1120 638 2049"> <tr> <td>運走路線</td> <td>運行区間</td> </tr> <tr> <td>日生線～頭島線 (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>片上和気線</td> <td>片上から伊部を経由して和気駅までの間</td> </tr> </table> <p>(料金)</p> <p>第5条 市営バスの使用料(以下「料金」という。)は、別表第1のとおりとする。ただし、片上和気線においては、和気町が発行する定期乗車券又は回数乗車券を利用することができる。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者の料金は、前項の規定にかかわらず、当該料金を納付するときに当該各号に該当することを証する書類又はその写しを提示することにより同項に定める額の2分の1の額とする。</p> <p>(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、昭和48年9月27日厚生省発見第156号厚生事務次官通知により療育手帳の交付を受けている者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受</p>	運走路線	運行区間	日生線～頭島線 (略)		片上和気線	片上から伊部を経由して和気駅までの間	<p>(運走路線)</p> <p>第2条 市営バスの運走路線は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="475 194 587 1108"> <tr> <td>運走路線</td> <td>運行区間</td> </tr> <tr> <td>日生線～頭島線 (略)</td> <td></td> </tr> </table> <p>(料金)</p> <p>第5条 市営バスの使用料(以下「料金」という。)は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者の料金は、前項の規定にかかわらず、当該料金を納付するときに当該各号に該当することを証する書類又はその写しを提示することにより同項に定める額の2分の1の額とする。</p> <p>(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者</p>	運走路線	運行区間	日生線～頭島線 (略)	
運走路線	運行区間										
日生線～頭島線 (略)											
片上和気線	片上から伊部を経由して和気駅までの間										
運走路線	運行区間										
日生線～頭島線 (略)											

けている者

(2) 前号に該当する者の付添者(1人に限る。)

(3) (略)

3 (略)

別表第1(第5条関係)

区分	単位	料金
普通料金～高齢者フリー定期乗車券	(略)	(略)
一般フリー定期乗車券	1月定期	4,800円
	3月定期	13,200円
	6月定期	24,000円
片上和気線定期乗車券	1月定期	2,400円
	3月定期	6,600円
	6月定期	12,000円
学生フリー定期乗車券～回数乗車券	(略)	(略)

備考 (略)

(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(3) (略)

3 (略)

別表第1(第5条関係)

区分	単位	料金
普通料金～高齢者フリー定期乗車券	(略)	(略)
一般フリー定期乗車券	1月定期	4,800円
	3月定期	13,200円
	6月定期	24,000円
学生フリー定期乗車券～回数乗車券	(略)	(略)

備考 (略)